



原本：英語

No.: ICC-02/05-01/09
日付：2010年7月12日

第一予審裁判部

裁判官： 裁判長 シルビア・スタイナー裁判官
サンジ・マセノノ・モナゲング裁判官
キュノ・ターフュッサー裁判官

スーダン、ダルフールの事態

検察官 対 オマール・ハッサン・アフマド・アル・バシール（以下「オマール・
アル・バシール」）
事件において

公開文書

オマール・ハッサン・アフマド・アル・バシールの第二の逮捕

裁判所規定の規定第 31 に準拠して以下に通用すべき文書

検察局

ルイス・モレノ・オカンボ検察官
エッサ・ファール上席訴訟弁護士

被告弁護人

被害者の法定代理人

ニコラス・カウフマン
ワンダ M アキン
レイモンド M ブラウン

申請者の法定代理人

代理人なしの被害者

代理人なしの参加/損害賠償申請者

被害者のための公共弁護士事務所
パオリナ・マッシダ

被告のための公共弁護士事務所
ザビエル・ジャン・ケイタ

締約国代理人

アミカス・キュリエ

書記局

書記局長

シルバーナ・アルビア
ディディエ・プレイラ

被告支援課

被害者及び証人課

拘置課

被害者参加並びに損害賠償課

フィオーナ・マッケイ

その他

国際刑事裁判所、予備裁判部 I（以下それぞれ「予審裁判部」および「裁判所」）

2008年7月14日に検察側が提出した、虐殺、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対する、オマール・ハッサン・アフマド・アル・バシール（以下「オマール・アル・バシール」）の逮捕状の発付を請求する、スーダン、ダルフルの事態（「ダルフルの事態」）の記録に関する、「規程58条に基づく検察側請求」（「検察側の請求」）を
検証し、¹

検察側が提出した確証資料およびその他の情報を**検証し²**

2009年3月4日に発行された「検察局によるオマール・ハッサン・アフマド・アル・バシールに対する逮捕状請求の決定」（「第一の決定」）³において予審裁判部が決定した次のことに**留意し、**

(i) 検察側が規程 25(3)(a) 条に基づき、人道に対する犯罪および戦争犯罪に対してオマール・アル・バシールが責任があるとし、逮捕状の発行を請求する、責任があるし⁴、そして

(ii) 検察側の申請にある虐殺の訴因 - 殺人による虐殺（訴因 1）、身体または精神的に重大な害を与えることによる虐殺（訴因 2）及びグループを物理的に破壊するために算出された生活条件で故意に苦しめることによる虐殺（訴因 3） - を逮捕状が発付された犯罪の一部として含めないこと⁵

¹ ICC-02/05-151-US-Exp、ICC-02/05-151-US-Exp-Anxs1-89、Corrigendum ICC-02/05-151-US-Exp-Corr および誤植 ICC-02/05-151-US-Exp-Corr-Anxs1 & 2 および公開編集版 ICC-02/05-157 および ICC-02/05-157-AnxA。

² ICC-02/05-161 および ICC-02/05-161-Conf-AnxsA-J; ICC-02/05-179 および ICC-02/05-179-Conf-Exp-Anxs1-5; ICC-02/05-183-US-Exp および ICC-02/05-183-Conf-Exp-AnxsA-E。

³ ICC-02/05-01/09-3。

⁴ ICC-02/05-01/09-3、92 ページ。

⁵ アニタ・ウサカ裁判官一部反対。

上訴裁判部が第一の決定を覆し「証拠書類の水準が不適切なために、虐殺に対する犯罪の逮捕状を発付しないことを決定 ...」⁶ および事件の内容を考慮しないことに決定し、「適切な水準である証拠書類⁸を使用した上での新たな決定」のために第一予審裁判部に差し戻した、2010年2月3日付の「「検察局によるオマール・ハッサン・アフマド・アル・バシールに対する逮捕状請求の決定」（「上訴の決定」）に対する検察局の上訴に対する決定」⁹に留意し、

予審裁判部がオマール・アル・バシールが、規程6(a)、6(b)および6(c)条に基づき、虐殺の嫌疑に対して、間接的加者または間接的共同加害として、規程25(3)(a)条に基づいて刑事的責任および逮捕の必要性があり、正当な理由があるとした考えに満足した「検察局による逮捕状請求の第2の決定」¹⁰（「第2の決定」）（その決定ではGoS武装勢力掃討キャンペーンの一部として、GoSにより行われ、ローマ規程（「規程」）58(1)(b)条に基づき、逮捕の必要性があるとする）に留意し、

規程第19及び58条に留意し、

検察側の請求を確証する、検察側が提供した資料に基づき、そして規程第19条に基づき後続する決定の権利を侵害せずに、オマール・アル・バシールに対する事件は裁判所の管轄に入ることを勘案し、¹¹

⁶ ICC-02/05-01/09-73。

⁷ ICC-02/05-01/09-73。 para 42.

⁸ 同上。

⁹ ICC-02/05-01/09-73。

¹⁰ ICC-02/05-01/09-94。

¹¹ 第一の決定において予審裁判部が発見、ICC-02/05-01/09-3、 paras. 35-45 そして第二の決定 para. 41 に反復。

検察側の請求を確証する、検察側が提供した資料に基づき、この段階においてオマール・アル・バシール¹²に対する事件の有効性を定めるため、規程第19(1)条に基づき、予審裁判部に慎重な姿勢をとらせる明らかな原因あるいは自明な要素がないことに留意し、

次のことから： (i) 2003年4月のエルファシエル空港の攻撃直後、スーダン政府（「GoS」）はSLM/A、JEMおよびダルフルのその他の武装グループの活動に対して、ジャンジャウィード民兵組織の可動化に対する一般的な呼びかけを行い、その後スーダン国軍および同盟関係にあるジャンジャウィード民兵組織、スーダン警察部隊、国立情報保安サービス（「NISS」）および人道援助委員会（HAC）を含むGoS部隊を通して、前述の武装対立グループに対して、ダルフル地域全体で武装勢力掃討キャンペーンを行い、および(ii) 武装勢力掃討キャンペーンは2008年7月14日の検察側の請求提出の日付まで継続したことが考えられる正当な理由があることを**勘案し**

次のことから： (i) GoS による武装勢力掃討キャンペーンの中心的要素は、ダルフルの民間人（主にフル、マサーリートおよびザガーワグループの人々）に対する不法な攻撃であり - GoSは彼らがダルフルでの継続する武力衝突において、GoSに対立するSLM/A、JEMおよびその他の武装グループに近いものとし、(ii) 対象とされた村や町は、民族的構成に基づいて選択され、他の部族が住む町や村だけでなく、反政府派の所在地もフル、マサーリートおよびザガーワ民族グループの民間人が住む町や村を攻撃するためにバイパスされたことが考えられる正当な理由があることを**勘案し**

フル、マサーリートおよびザガーワグループの一部に対してGoSが行った攻撃および暴力行為は大規模、系統的そして似たようなパターンであったので、対象グループに向けられた明らかに似たようなパターンの行動という状況のもで行われたことが考えられる正当な理由があることを**勘案し**、

¹² 第一の決定において予審裁判部が発見、ICC-02/05-01/09-3、para. 51 そして第二の決定 para. 41 に反復。

上述のダルフルの民間人に対するGoSの不法な攻撃の一部として、およびそのような攻撃が起きた知識を基に、ダルフル地域全体において、GoS部隊が主にフル、マサーリートおよびザガーワグループの一員であった数千の民間人を、殺人および絶滅行為に遭わせたと考える正当な理由があることを**勘案し**、¹³

上述のダルフルの民間人に対するGoSの不法な攻撃の一部として、およびそのような攻撃が起きた知識を基に、GoS部隊がダルフル地域全体で、(i) 主にフル、マサーリートおよびザガーワグループの一員であった数千の女性民間人を強姦し、¹⁴(ii) 主にフル、マサーリートおよびザガーワグループの一員であった民間人を拷問し¹⁵、(iii) 主に同じグループの一員である数千の民間人を強制移送¹⁶したことを**勘案し**、

¹³ とりわけ次を含む(i) 2003年8月から12月の間に、西ダルフルのコードム、ビンジシ、ムクジャルおよびアラワラの町、およびワディ・サリ、ムクジャルおよびガルシラ・デレイグ地方にある周囲の村、(ii) 2004年2月および3月の南ダルフルのシャタヤおよびカイレクの町、(iii) 2005年11月から2006年9月の間に、89および92の間、南ダルフル地方の主にザグハワ、マサリットおよびミセリヤ・ジェベルの町およびブラム地方の村、(iv) 2007年10月8日頃に起きた、南ダルフル、ヤシン地方のムハジェリヤの町、(v) 2008年1月および2月の間の、西ダルフル、クルブス地方のサラフ・ジダド、アブ・スルジュ、シルバ、ジェベル・ムーンおよびシレアの町及び (vi) 2008年5月のシェゲグ・カロおよびアル・アイン地域。

¹⁴ とりわけ次を含む(i) 2003年8月から12月の間に、西ダルフルのビンジシおよびアラワラの町、(ii) 2004年2月および3月の南ダルフルのカイレクの町、および(iii) 2008年1月から2月の間、西ダルフル、クルブス地方のシルバおよびシレアの町。

¹⁵ とりわけ次を含む：(i) 2003年8月に西ダルフルのムクジャルの町、(ii) 2004年3月に南ダルフルのカレイクの町、および(iii) 2008年2月に西ダルフル、クルブス地方のジェベル・ムーンの町。

¹⁶ とりわけ次を含む(i) 2003年8月から12月の間に、西ダルフルのコードム、ビンジシ、ムクジャルおよびアラワラの町、およびワディ・サリ、ムクジャルおよびガルシラ・デレイグ地方にある周囲の村、(ii) 2004年2月および3月の南ダルフルのシャタヤおよびカイレクの町、(iii) 2005年11月および2006年9月の間に、89および92の間、南ダルフル地方の主にザグハワ、マサリットおよびミセリヤ・ジェベルの町およびブラム地方の村、(iv) 2007年10月8日頃に起きた、南ダルフル、ヤシン地方のムハジェリヤの町、および(v) 2008年1月および2月の間の西ダルフル、クルブス地方のサラフ・ジダド、アブ・スルジュ、シルバ、ジェベル・ムーンおよびシレア。

上述のダルフルの民間人に対するGoSの不法な攻撃の一部として、およびそのような攻撃が起きた知識を基に、虐殺政策の促進のためにGoS部隊がダルフル地域全体で、(i) 攻撃対象であったフル、マサーリートおよびザガーワグループの一員が主に住む町や村の井戸および送水ポンプを時として汚染し、¹⁷ (ii) 主にフル、マサーリートおよびザガーワグループの一員であった、数千の民間人の強制移送強制移送¹⁸を行い、(iii) GoS と同盟を結んでいた他の部族の一員を、フル、マサーリートおよびザガーワグループの一員が主に住んでいた村や土地に再び定住することを促進した¹⁹と考える正当な理由があること**勘案し**、

2003年4月のエルファシエル空港の攻撃直後から少なくとも検察局請求の日まで、スーダン国軍および同盟関係にあるジャンジャウィード民兵組織、スーダン警察部隊、NISSおよびHASを含むGoS部隊が、殺人、身体または精神に対する重大な損傷による虐殺、及び身体を破壊するために算出された生活条件で故意に苦しめることにより、フル、マサーリートおよびザガーワ民族グループの一部に対して、規程第 6 (a)、(b) および (c) 条の意味するところにおいて、罪を犯したと考える正当な理由があることを**勘案し**、

¹⁷ 人権のための医師 (Physicians for Human Rights)、レポート、ダルフル : *Assault on Survival, A call for Security, Justice, and Restitution* (Anx J44) DAR-OTP-0119-0635 の 0679 において水源の破壊が 3 件挙げられている。

¹⁸ 国連安全保障理事会報道発表、2008 年 4 月 22 日 (Anx J38) DAR-OTP-0147-0859 の 0860、国連安全保障理事会 5872 ミーティング、2008 年 4 月 22 日 (Anx J52) DAR-OTP-0147-1057 の 1061、UNCOI 資料、(Anx J72) DAR-OTP-0038-0060 の 0065、ダルフル国の武装グループが犯した人権違反を巡る申し立てに対する調査委員会、2005 年 1 月、改正、第 2 (Anx 52) DAR-OTP-0116-0568 の 0604、国連機構間レポート、2004 年 4 月 25 日 (Anx J63) DAR-OTP-0030-0066 の 0067、スーダンの人権状況に関する国連人権高等弁務官第 3 定期レポート、2006 年 4 月 (Anx J75) DAR-OTP-0108-0562 の 0570-0572、paras. 27、35、39、44、国連人権理事会、理事会の注意を要する人権状況に関するレポート (A/HRC/6/19) (Anx 78) の 0145-0146 の D AR-OTP-013 8-0116、HRW レポート、*They Shot at Us as We Fled*、2008 年 5 月 18 日、(Anx 80) DAR-OTP-0143-0273 の 0300、0291-0296、人権に関する国連人権高等弁務官第 9 定期レポート、スーダン (Anx J76) DAR-OTP-0136-0369 の 0372-0374。

¹⁹ 証人陳述書 (Anx J47) DAR-OTP-0125-0665 の 0716、para.255。

オマール・アル・バシールが2003年3月から少なくとも2008年7月14日の検察局請求の日まで、スーダン国の正当および事実上の大統領およびスーダン国軍の最高指揮官であり、その地位において、他の高位のスーダンの政治および軍事リーダーと共に、上述のGoS武装勢力掃討キャンペーンの調整、デザインおよび実施において重要な役割を果たしたと考える、正当な理由があると**勘案し**、

さらに、予審裁判部は代案として： (i) オマール・アル・バシールの役割は、共通計画のデザインと実行の調整を超えていたこと、 (ii) 彼がスーダン国軍および同盟関係にあるジャンジャウィード民兵組織、スーダン警察部隊、NISSおよびHACを含む、スーダン国の「機構」のすべての支社を完全にコントロールしており、 (iii) 彼がこのようなコントロールを利用し、共通計画の実行を確実なものにしたと考える正当な理由があると**勘案し**、

上訴裁判部が確認した証拠の水準に基づいて、オマール・アル・バシールはフル、マサーリートおよびザガーワ民族グループの一部を破滅する特別故意のもとに行動したと考える正当な理由があると**勘案し**、

上記の理由のため、オマール・アル・バシールが規程第 25(3)(a) 条に基づいて、間接的加害または間接的共同加害として次の事柄に対して刑事的責任があると考える正当な理由があると**勘案する**。

- i. 規程第 6(a) 条の意味する、殺人による虐殺
- ii. 規程第 6(b) 条の意味する、身体または精神に対する重大な損傷による虐殺、および
- iii. 規程第 6(c) 条の意味する、身体を破壊するために算出された生活条件で故意に苦しめることによる虐殺

規程58(1)条に基づき、オマール・アル・バシールの逮捕は次の項目を確実にするために必要であると思われる (i) 彼が裁判所に出頭すること、(ii) そして彼が規程に基づいて責任があるとされている犯罪の継続的調査を妨害または危険にさらさないこと、および(iii) 彼が上述の犯罪の依頼を続けないことを勸案し、

これらの理由のため、

次を発する：

スーダンの国民の男性であり、1944年1月1日にスーダンのシェンジ行政地区、ホシェ・バナガで生まれ、北部スーダンのジャーリ族の一員、1993年10月16日にRCC-NSに任命されて以来スーダン共和国の大統領である、オマール・アル・バシール(Omar Hassan AlBashir) (オマール・アル・バシール(Omar al-Bashir)、オメール・ハッサン・アフメド・エルバシール (Omer Hassan Ahmed El Bashire)、オマール・アル-バシール (Omar al-Bashir)、オマール・アル-ベシール (Omar al-Beshir)、(オマール・エル-バシール (Omar el-Bashir)、オメール・アリバシール (Omer Albasheer)、オマール・エルバシール (Omar Elbashir) 及びオマール・ハッサン・アフマド・エル-ベシール (Omar Hassan Ahmad el-Béshir) ともつづられる) の逮捕状。

英語、アラビア語およびフランス語バージョンがあり、英語版が正式である。

/署名/

アクア・クエニエヒア裁判官
裁判長

/署名/

/署名/

サンジ・マセノノ・モナゲング裁判官 キュノ・ターフェッサー裁判官

本日 2010 年 7 月 12 日月曜日付

オランダ、ハーグにて